特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

重要事項説明書

1 事業所の概要

(1)提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	株式会社 ジェー・シー・アイ 八戸支店		
所在地	青森県八戸市売市三丁目2番5号		
電話番号	0178-41-2431		
FAX番号	0178-41-2432		
事業所番号	特定福祉用具販売,特定介護予防福祉用具販売 (指定事業所番号 0270300346)		
サービスを提供できる地域※	青森県全域(ただし、離島は除く)		

[※]上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職名	資 格	人 数	業 務 内 容
管理者	福祉用具専門相談員	1名	専門相談員及び業務の管理
専門相談員	福祉用具専門相談員	2名(管理者兼務1名含む)	福祉用具販売の提供にあたる
事務職員		1名	事務処理業務
	合計	3名	

(3)サービスの提供時間帯

平日	午前8時45分~午後5時30分
電話受付時間	平日 午前9時 ~ 午後5時
休業日	土曜日、日曜日、祝日、 12月29日~1月3日

2 当事業所の特徴等

(1)運営の方針

事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等をふまえ、適切な指定特定福祉用具等の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2)サービス利用のために

事項	備考	
福祉用具の変更	変更を希望される方はご相談ください。	
従業員への研修の実施	① 採用時研修を入社 6ヶ月以内に実施しています。 ② 継続研修を年 1 回実施しています。	
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します。	

3 サービスの内容

- ① 利用者の心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえ、最適の指定特定福祉用具等を 選定し、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、カタログ等の文書を示し て、指定特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用等に関する情報を提供いたします。
- ② 販売する指定特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、細心の注意を払い納品を実施いたしております。
- ③ 利用者の身体の状況等に応じて指定特定福祉用具等の調整を行うとともに、福祉用具等の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した取扱説明書等を交付し、十分な説明を行った上で、利用者に実際に福祉用具の使用方法についてご指導いたします。

4 利用料金

(1)利用料

福祉用具の品目及び料金については、別添のカタログ(目録)にて説明いたします。

(2)特別な運搬にかかる費用

福祉用具の搬入・搬出に特別な措置が必要な場合は、別途料金をご負担していただきます。

(3)交通費

上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

(4)その他

料金の支払方法

サービスご提供時にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。 お支払い方法は、原則として現金集金とさせていただいておりますが、郵便振替(コンビニ支払可能)、 銀行振込、からも選べます。

5 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の専門相談員がお伺いいたします。 ※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と ご相談ください。

6 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・事故・苦情窓口

当事業所窓口 株式会社 ジェー・シー・アイ 八戸支店 /担当:支店長(管理者) 高橋 康介 青森県八戸市売市三丁目2番5号

電話 0178-41-2341 FAX 0178-41-2432

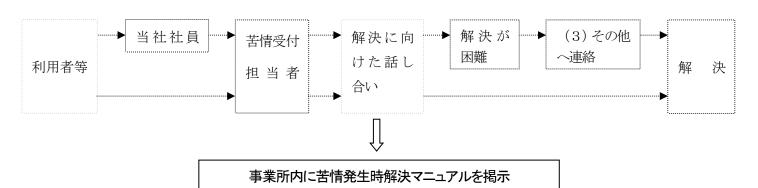
当社総合窓口 株式会社 ジェー・シー・アイ 本社 /担当:営業本部長 高橋 健一郎

宮城県富谷市成田1丁目5-3

電話 022-745-1313 FAX 022-745-1314

(2)苦情解決体制

苦情解決フロー



(3)その他

当事業所についての苦情は、ケアマネージャー、市町村介護保険相談窓口、都道府県の国民健康保険団体連合会(国保連)にも申し出ることができます。

- •八戸市市民健康部 介護保険課 TEL 0178-43-2111
- ·青森県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 TEL 017-723-1301
- ・被保険者の属する保険者(

TEL:

)

7 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害 賠償いたします。(当事業所は三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

8 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ個人情報利用同意書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報 を用います。

9 福祉サービス第三者評価等の実施状況

	実施の有無	実施日(期間)	評価機関	開示状況
外部評価	無	_	_	_
内部評価	有	年1回	社内	なし

作成日:2024年5月1日 現在